

東近江行政組合格約の変更につき議決を求めることについて

東近江行政組合格約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江行政組合格約の一部を変更する規約

東近江行政組合格約（昭和 47 年滋賀県指令地第 471 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号から第 8 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項に次の 1 号を加える。

(6) 広域観光に関する事務

第 3 条第 2 項の表共同処理する事務の欄中「から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号」を「、第 3 号、第 4 号及び第 6 号」に、「第 5 号及び第 8 号」を「第 2 号及び第 5 号」に改める。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

2 会計管理者は、管理者が任免する。

第 13 条第 4 項を削る。

第 16 条第 2 項中「第 3 条第 1 項第 7 号」を「第 3 条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 1 号中「第 2 号」を「第 6 号」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「第 3 条第 1 項第 5 号」を「第 3 条第 1 項第 2 号」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 3 条第 1 項第 6 号」を「第 3 条第 1 項第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。